

2. 公共交通機関の施設 [1]改札口

整備の基本的考え方

改札口については、車いす使用者や視覚障害者などが円滑に利用できるよう十分な幅を確保し、段のない安全な施設整備を行う。

整備基準

- 改札口を設ける場合においては、建築物[15]改札口の項に定める基準に適合させること。

さらに望ましい基準

- 改札口の幅は、内法90cm以上とすること。

○解説

※建築物[15]改札口の項 48 頁参照。

○配慮事項

- 建築物[15]改札口の項 48 頁参照。

参考解説図

■改札口整備イメージ(有人改札口)

